

令和8年度

# 新婚生活を応援します！



( 結 婚 新 生 活 支 援 事 業 )

結婚した世帯に対し、結婚に伴う新居の家賃と引越費用を補助します。

※申請される方は、必ず**令和9年2月末までに**ご相談ください。

## 事業概要



対象世帯は？

次の①～⑦の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍した世帯
- ② 夫婦の所得を合わせて500万円未満（世帯収入約670万円未満に相当）  
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
- ③ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ 夫婦ともに大野市に住民登録を有し、居住していること
- ⑤ 夫婦ともに市税を滞納していないこと
- ⑥ 過去にこの制度に基づく補助金等を受けていないこと
- ⑦ 申請年度内に福井県が定める講座等を夫婦ともに受講すること（裏面の講座一覧参照）

対象費用は？



※令和8年4月1日～令和9年3月31日までに支払った次の経費が対象（婚姻前の費用は対象外）

●新居の住宅費	新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
●新居への引越費用	引越業者や運送業者に支払った引越費用

※上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり夫婦ともに、**29歳以下の世帯は上限60万円、それ以外の世帯は上限30万円**です。

## 申請方法について

- 必ず申請前に相談（事前相談）をしてください。（申請には書類審査等がございます。早めにご相談ください。）
  - 指定の申請書に、引越費用や賃貸住宅にかかる**経費の領収書等**必要書類を添付してごども支援課に提出してください。
  - 事業の詳細は、ホームページ又は、下記までお問い合わせください。 ※詳細は市HPを確認
  - ★申請期間 **令和9年2月26日（金）まで**
- ※令和9年3月1日～令和9年3月31日に婚姻予定の方は事前にご相談ください。



お問い合わせ：大野市教育委員会 こども支援課 0779-64-5140